

令和5年度 三菱商事留学生奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、三菱商事株式会社(代表取締役社長 垣内 威彦 氏)のご支援により、「三菱商事留学生奨学金」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、日本国内の大学及び大学院に在籍する優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することによって、経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である三菱商事株式会社(Mitsubishi Corporation)※は、企業理念である「三綱領(所期奉公・処事光明・立業貿易)※」の精神を基盤に、海外諸国との国際交流・異文化交流を図り、有用人材の育成を行うことを目的として資金を提供された。

※ 三菱商事は世界約90の国・地域に広がる当社の拠点と約1,700の連結事業会社と協働しながらビジネスを展開しています。(ご参考:三菱商事 HP:<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/about/>)

※ 「三綱領」…三菱四代目社長岩崎小彌太の訓諭をもとに、昭和9年に制定され、三菱商事(株)の企業理念となっています。三菱商事(株)では、この精神を土台とし、世界中で幅広い分野における貢献活動を行っています。

- ・所期奉公—事業を通じ、物心共に豊かな社会の実現に努力すると同時に、かけがえのない地球環境の維持にも貢献する。
- ・処事光明—公明正大で品格のある行動を旨とし、活動の公開性、透明性を堅持する。
- ・立業貿易—全世界、宇宙的視野に立脚した事業展開を図る。

3 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- (1) 令和5年4月に、本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という)の学士課程、修士課程又は博士課程のうち、以下に定める学年に正規生として在籍予定の私費外国人留学生。日本に在留する間の在留資格は「留学」とする。

※:学年は次のとおりとする。

- ・ 学士課程 : 3年次から4年次まで(6年制の場合は5年次から6年次まで)
- ・ 修士(博士前期)課程 : 1年次から2年次まで
- ・ 専門職学位課程(大学院): 1年次から2年次まで(3年制の場合は2年次から3年次まで)
- ・ 博士(博士後期)課程 : 1年次から3年次まで(4年制の場合2年次から4年次まで)
- ・ 5年一貫制博士課程 : 1年次から5年次まで(2年次修了時に修士号が授与されない場合3年次から5年次まで)

- (2) 経済的な援助を必要としている者。(アルバイト等による収入に頼る割合の高い者。)
- (3) 本奨学金の支給期間中、他の奨学金を受けない者(貸与型(返済が必要なもの)奨学金及び学費免除は除く。)
- (4) 最短でも1年間受給する資格を有する者。
- (5) これまでに三菱商事留学生奨学金を受給していない者。
- (6) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (7) 国際交流を通しての社会貢献活動に強く関心を持ち、現在・将来を通じて国際社会の発展に貢献する意欲の強い者。
- (8) 受給期間中、休学の有無にかかわらず通算6か月を超えて海外に渡航しない者。(大学の休暇期間は除く。)
- (9) 令和5年4月に在籍予定の大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

25 名程度

5 支給内容

月額奨学金 120,000 円(学士課程在籍者)

150,000 円(修士(博士前期)課程、専門職学位課程(大学院)及び 5 年一貫制博士課程、博士(博士後期)課程在籍者)

6 支給期間

令和 5 年 4 月から在籍課程修了まで

※ 5 年一貫制博士課程在籍者については、2 年次修了時に修士号が授与される場合は、1 年次から 2 年次までを支給期間とし、修士号が授与されない場合は 3 年次から 5 年次を支給期間とする。

※ 卒業・修了(5 年一貫制博士課程での修士号取得を含む)後、上位課程へ進学(5 年一貫制博士課程の場合 3 年次へ進級)した場合であっても、支給は終了とする。

※ 特段の理由により令和 5 年 5 月以降に渡日する場合は、渡日月から在籍する課程の修了までを支給期間とする。

7 応募・推薦方法

(1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

(2) 大学の長は、3 に挙げる応募資格に該当する者について、8 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

8 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	原則として日本語で記載されたものに限る。但し、英語のみで学位を取得できるプログラムに在籍する者に限り、英語による記載でもよい。
(2)	推薦書(様式 2)		Excel	推薦理由は、指導教官等が記入すること。
(3)	令和 3 年度の学業成績証明書		PDF	提出できない場合は、その理由を記入した「成績の理由書」(様式任意)を大学が作成し添付すること。

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

9 応募・推薦書類の提出期限

令和 5 年 3 月 10 日(金)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や、提出書類に不備がある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7 の(2)により推薦された者について、選考を行い、奨学生を決定する。結果は、令和 5 年 5 月下旬を目途に、大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、年度末及び本奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により大学を通じて本協会へ報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により本協会へ報告すること。
- (4) 奨学生は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等へ回答すること。
- (5) 奨学生は、交流会(年1回)に可能な限り参加すること。

13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 奨学生が大学を長期欠席(1か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 休学の有無にかかわらず受給期間中通算6か月を超えて海外へ渡航することが決定した場合。(大学の休暇期間は除く。)
 - ③ 12に記載した本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ④ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ⑤ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知の上、本奨学金の支給を休止又は終了する。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (5) 渡航制限解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。但し、13に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他への付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 奨学生は、受給開始から終了まで他の奨学金に応募することはできない。(但し、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。
- (5) 在籍大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、7か月未満かつ長期欠席又は休学の扱いとならなければ支給を継続する。
- (6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士後期課程3年とし、この期間のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。但し、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。

15 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から⑤の目的で寄付者に関示する場合を除き、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生選考のため。
- ② 本奨学金支給事務のため。

- ③ 本奨学金交流会等の開催のため。
- ④ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。
- ⑤ その他、本奨学金の運営・管理に必要な業務のため。
- ⑥ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。

(3) 個人情報の共同利用

本協会が、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する個人情報の項目は下記のとおり。

①奨学生募集時に取得する事項

- ・ 願書に記載された事項(氏名、学校名、学部・研究科名、学科・専攻名、顔写真、学年、入学年月、卒業・修了予定年月、国籍・地域、生年月日、性別、渡日状況、渡日予定時期、応募者の経済状況、奨学金受給・申請状況、学歴、職歴、本奨学金に応募する理由、日本で学習・研究する理由、大学・大学院在籍中の学習・研究計画、卒業後の進路予定・希望、寄付者に関する自由記述)
- ・ 学業成績証明書に記載された事項
- ・ 推薦書に記載された事項(氏名、学校名、学部・研究科名、学科・専攻名、推薦理由、推薦者所属先・職名・氏名、成績評価係数、学校担当者連絡先)

②奨学金受給期間中の状況確認のために取得する事項

- ・ 学業成績証明書に記載された事項
- ・ 学習状況報告書に記載された事項(奨学生番号、学校名、学部・研究科名、学科・専攻名、氏名、国籍、性別、学習内容、今後の学習計画)

③奨学金受給期間中及び奨学金受給終了後の交流継続のために取得する事項

- ・ 奨学生の就職・進学先、住所、E-mail、電話番号

【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

専務理事 池田輝司

【代表者】

理事長 井上正幸

16 応募・推薦書類に関する問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12 階

TEL:03-5454-5274 E-mail: ix@jees.or.jp

以上